

徳島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

172		整理 番号
羽ノ浦停車場		路線名
同	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内六四番二地先から六八番二地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
七・六〇七・八	四・〇〇四・二	敷 地の 幅 員 (メートル)
五〇・七	五〇・五	延 長 (メートル)